

平成29年度 第2回 野田市自転車等駐車対策協議会 次第

日 時 平成29年 8月 1日

午前 9時30分から

場 所 野田市役所 議会棟4階

(低層棟) 委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 清水公園駅の駐輪場整備について

・ 暫定自転車等駐車場整備地の変更について

(2) 清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域について

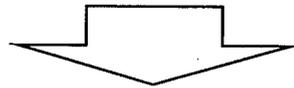
3 閉 会

(1) 清水公園駅の駐輪場整備について
暫定自転車等駐車場整備地の変更について

駅前に有料駐輪場整備に伴い、現在の利用台数を一時的に退避する駐輪場が必要となるため、清水公園駅から約400m離れた場所（七光台から清水公園間高架下）を東武鉄道㈱より土地を借地し暫定自転車等駐車場を一時的に整備することで、平成29年度第1回資料の暫定自転車等駐車場（案）にて承認を得ていましたが、東武鉄道㈱より高架下の利用地について変更させていただきたいとの申し出があったことから、暫定自転車等駐車場整備地を変更したいと考えています。

【変更前】

整備地	野田市清水公園東一丁目32番地3及び32番地2の一部
敷地面積	約488㎡
収容台数	250台
位置図	別紙



【変更後】

整備地	野田市清水公園東一丁目33番地1及び33番地2
敷地面積	約403㎡
収容台数	250台
位置図	別紙

<変更理由>

当初予定地は、社内的に問題なしと考えていたが、5月に第4期分（駅近く）分譲販売を実施したところ好調な売れ行きとなり、今後の販売計画の中で、当初予定地を販売側の駐車場として利用する必要となったため。

また、清水公園東の分譲が終わった後も、有料駐車場としての整備計画があるため。

<主な変更内容>

- ① 駅からの距離：約70m距離延長となる。
- ② 整備面積：約85㎡狭くなる。

<変更に伴う市民への影響>

- ① 駅からの距離が約70m延長となり、徒歩では約1分程度の延長となるが、利用者にはあまり大きな影響はない。
- ② 整備面積が約85㎡狭くなるが、変更後の土地は横幅が広いため、当初予定していた収容台数250台は確保できる。
- ③ 暫定自転車等駐車場（無料）は、整備地が駅から遠くなることで、駅前の有料駐輪場の稼働率の向上や徒歩圏の自転車利用者の減少効果に繋がるメリットもある。

清水公園駅暫定自転車等駐車場移設 (案)

移設候補地



5月8日協議会
現地視察にて説明地



- 凡例 (放置禁止区域 (案))
- 東西口設定 (案)
 - 半径 400m (案)

(2) 清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域について

清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域については、前回の協議会でお示した「区画案について」を基に現地視察していただきました。現地視察の際にでた意見を基に、下記区域案でご協議いただき区域を指定していきたいと考えております。

なお、放置禁止区域指定日については、有料駐輪場を整備する東武鉄道㈱と今後調整を行っていきます。

また、放置禁止区域内に設置いたします標識につきましては、野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則に基づき、以下の標識を設置（別紙3）いたします。

◆区域（案）共通事項について

- ・野田市駅、川間駅、梅郷駅と同様、駅を中心とした概ね半径400m以内を放置禁止区域として指定していることから、清水公園駅も同様に設定検討しました。
- ・区域界としましては、道路を境界として設定しました。

【前回提出した（案）】

◆区域（案）基本（別紙1）について

- ・南北に概ね半径400m以内（移設先の暫定自転車等駐車場含む）で、東は座生川沿いのワンブロック住宅地までとし、西は県道を区域境としました。

【現地視察時の意見を反映した検討（案）】

◆区域（案）区域見直し（別紙2）について

- ・南北に概ね半径400m以内、東西は概ね200m以内を区域境としました。

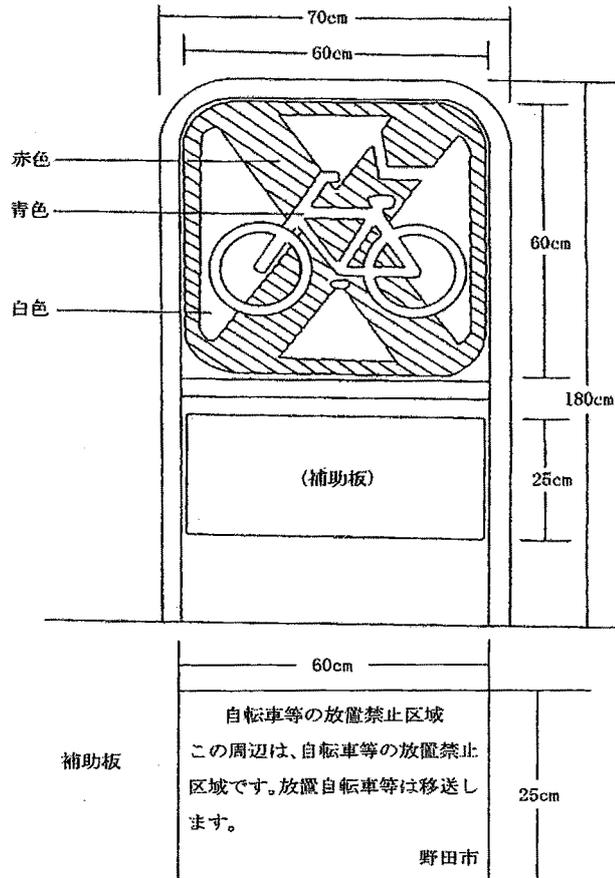
<現地視察時の意見について>

- 検討区域（1）から（4）の指定について
- 検討区域（5）の指定について

〈放置禁止区域の標識について〉

○野田市自転車等放置禁止に関する条例施行規則より抜粋

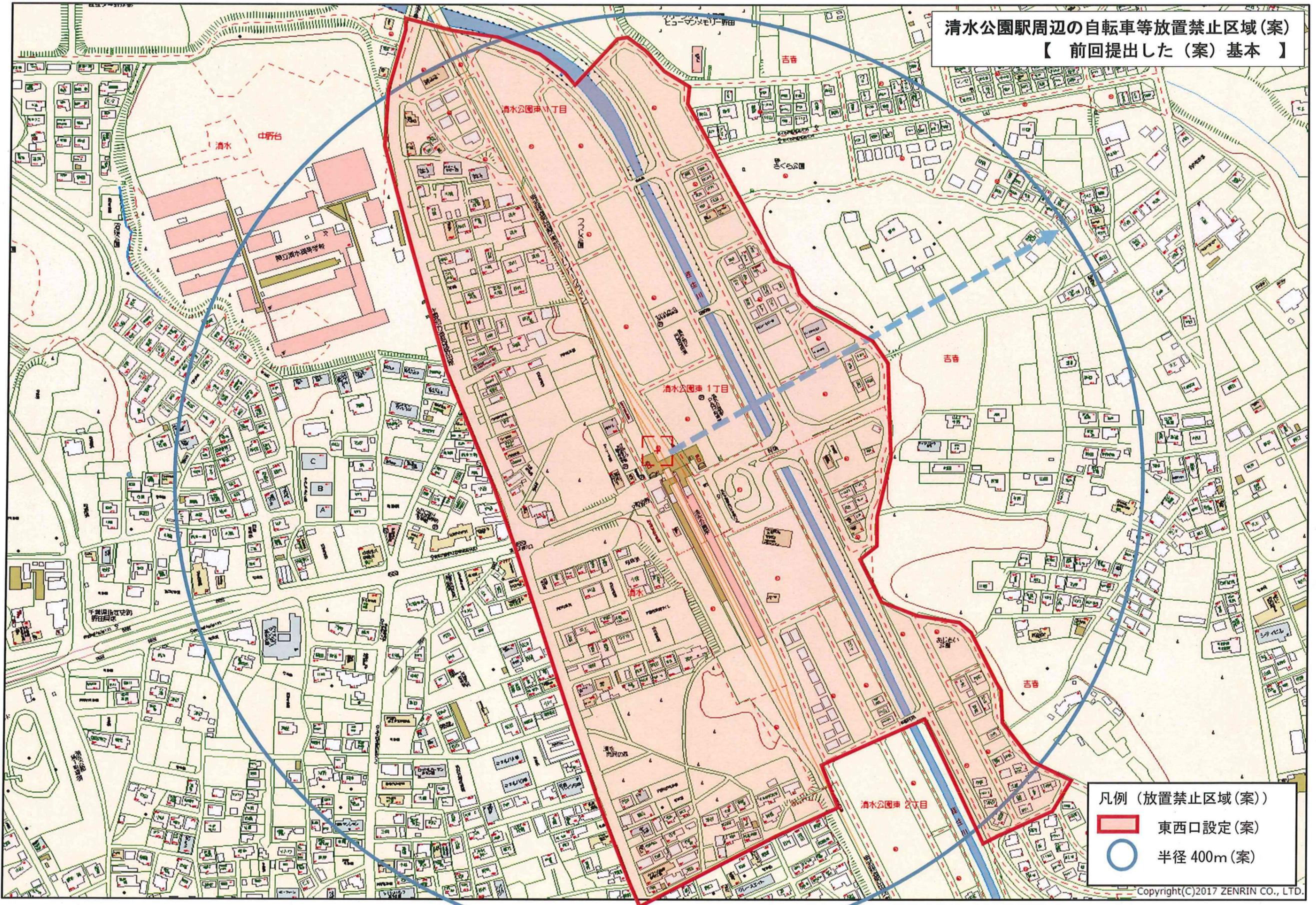
別記第1号様式



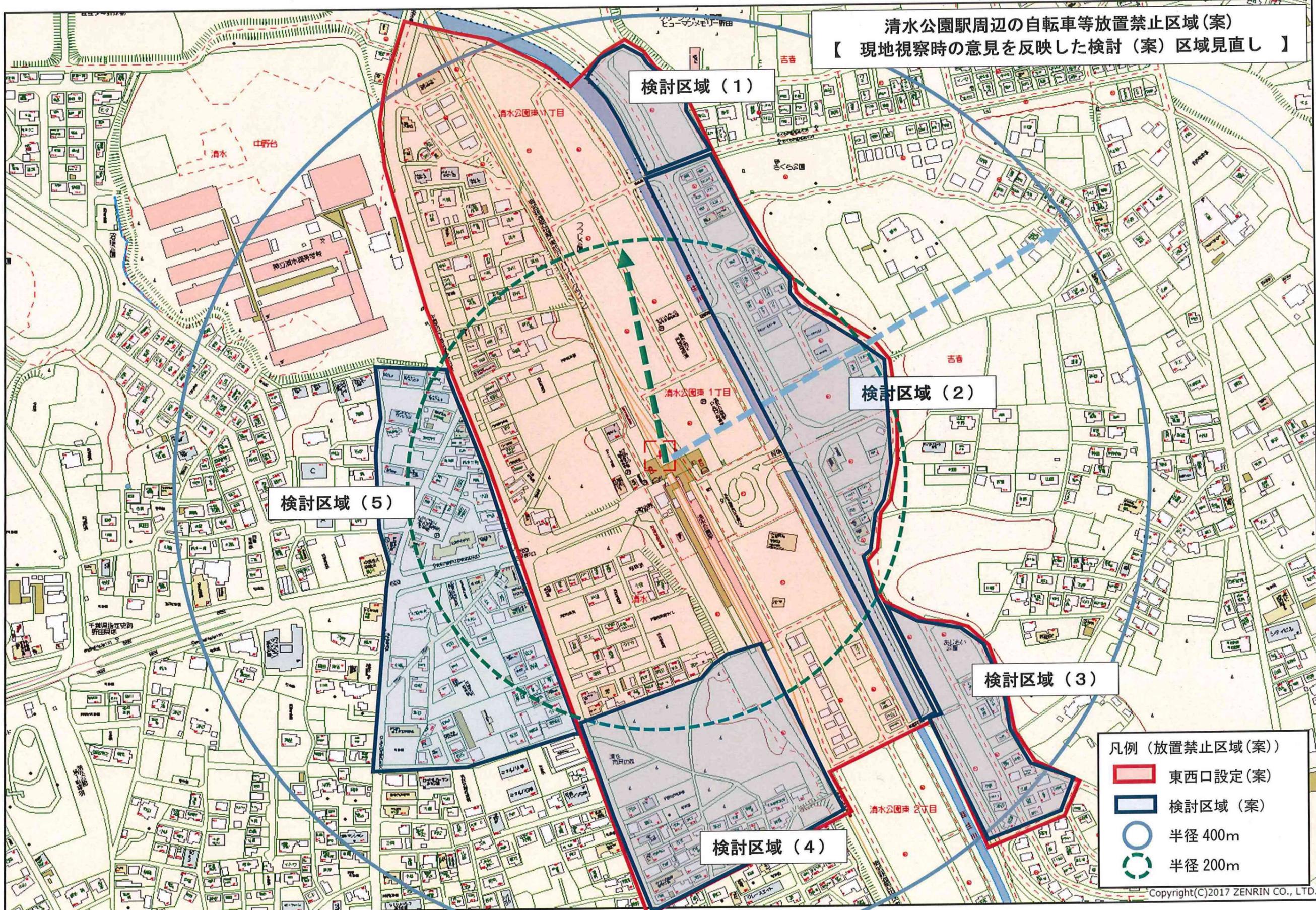
【補助板の内容】自転車等の放置禁止

この周辺は自転車等の放置禁止区域ですので早急に移動してください。
このまま放置されますと「野田市自転車等放置防止に関する条例」に基づ
き移送し、移送に要した費用を徴収します。

清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域(案)
【 前回提出した(案)基本 】



清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域(案)
【 現地視察時の意見を反映した検討(案) 区域見直し 】



検討区域 (1)

検討区域 (2)

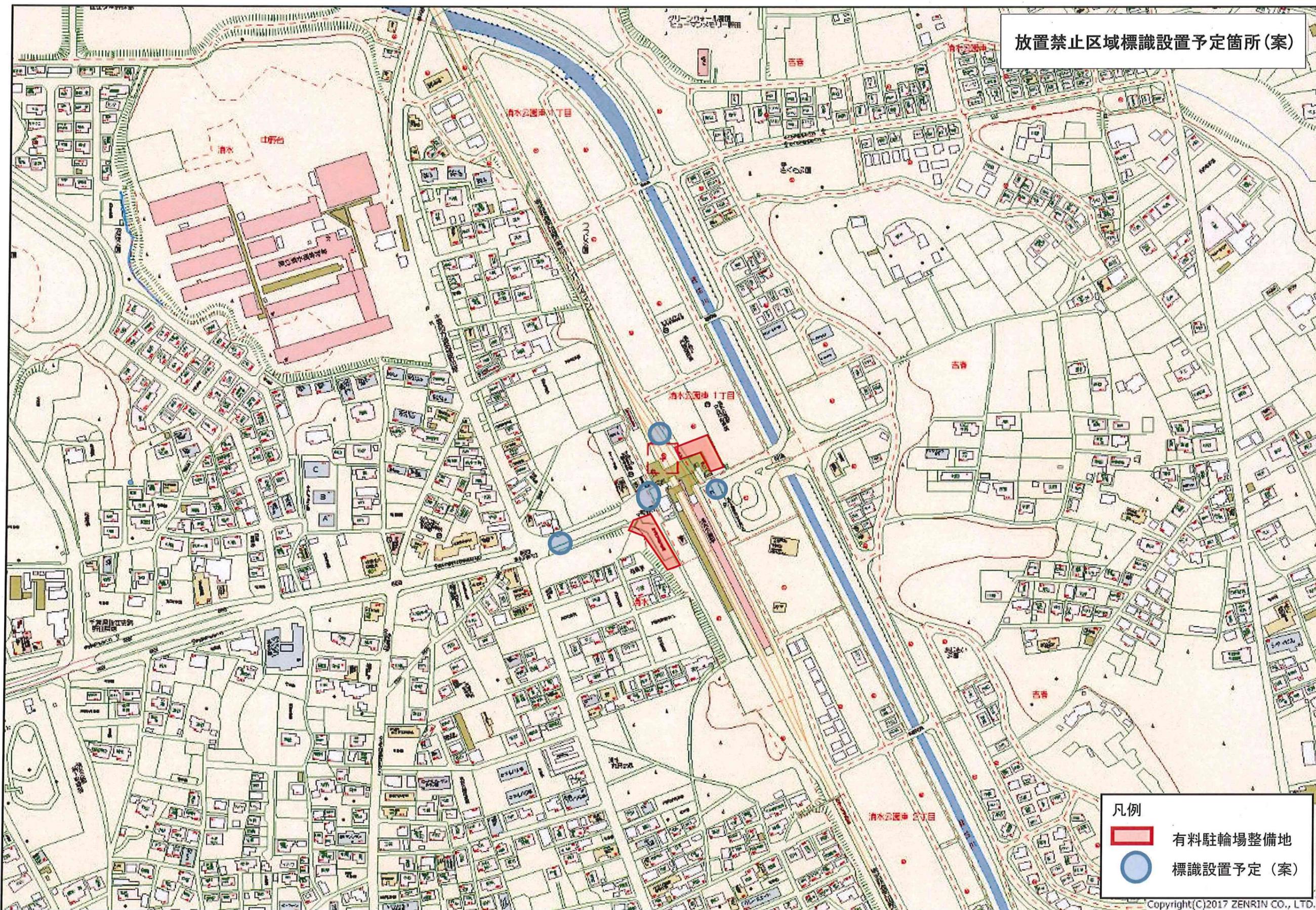
検討区域 (5)

検討区域 (3)

検討区域 (4)

- 凡例 (放置禁止区域(案))
- 東西口設定(案)
 - 検討区域(案)
 - 半径 400m
 - 半径 200m

放置禁止区域標識設置予定箇所(案)



- 凡例
- 有料駐輪場整備地
 - 標識設置予定(案)